

社会福祉法人光風会 役員等報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光風会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう報酬等は、法人と委任関係のある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 本規程でいう報酬等とは、報酬、費用弁償、交通費及び旅費をいう。

(役員・評議員の報酬)

第3条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会出席以外の日に法人の業務を行う場合並びに監事が法人及び法人事業の監査指導のための業務を行う場合は、別表1により業務報酬を支払うことができる。

2 評議員は定款8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

3 役員報酬総額は、法人の経常活動収入合計額の2%以内を基準としその範囲内で報酬を支給することができる。

(交通費)

第4条 役員には、業務遂行に要する交通費の実費を支給することができる。

(退職記念品代)

第5条 役員が退職又は死亡した時は、別表2に定める記念品代を支給する。

(費用の弁償)

第6条 役員及び評議員が理事会、評議員会に出席した場合の費用弁償の額は、別表3のとおりとする。ただし、法人の職員を兼ね給与規程の定めにより給与が支給される役員及び評議員には支給しない。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が業務のために出張する場合は、一般職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。

(その他)

第8条 この規程に定めのないものについては、評議員会の承認を経て見直すことができる。

附 則

この規程は、平成22年 5月25日から施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

役員等報酬等規程別表

別表 1 役員、評議員の業務報酬

報酬名称	金 額	備 考
役員業務報酬	12,510円	日 額
監事監査指導報酬	12,510円	日 額
評議員業務報酬	12,510円	日 額

別表 2 記念品代

基 本 額	限 度 額	備 考
在職1年につき 20,000円	300,000円	在職年数計算において、1年に満たない月数は5捨6入

別表 3 費用の弁償

区 分	金 額	備 考
役 員	12,510円	日 額
評議員	12,510円	日 額